

(別紙)

校内選考基準

- 【1】 推薦数・・・3名。
- 【2】 機構の示すガイドラインにある、以下の選考対象のいずれかに当てはまる者。
- (A) 家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと。
（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること。）
 - (B) 生活保護を受給していること。
（奨学金申込日現在において保護費を受給していること。）
 - (C) 社会的養護（※）を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に、18歳時点で入所している（またはしていた、もしくはしていることが見込まれる）こと。
※ 児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者を指す。
- 【3】 ガイドラインの「2. 推薦基準策定の基本方針」の
- (1) 人物について、①高校生活の取組の成果と、②進学 of 意欲、目的、進学後の人生設計等、についての作文により判断するので、期日内に提出すること。
（所定の様式を本校ホームページ上に載せてありますのでそちらを両面印刷のうえ、お使いください。）
 - (2) 健康について、1・2・3学年を合わせた欠席日数が30日以内の者。
 - (3) 学力及び資質について、1・2・3学年の全教科・科目の評定平均値が3.5以上の者。
- 【4】 選考対象に当てはまる者が4名以上の場合は、①成績、②作文、③家計状況をもとに総合的に選考する。
- 【5】 選考対象に当てはまる者が3名以内の場合は、原則としてその者を校内推薦者とする。
- 【6】 社会的養護を必要とする生徒等については、この3名のうちに含めずに判断する。ただし、成績要件等の条件は同様である。

その他ご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。